

# 16年ぶり待望の改訂版

## 判例・先例を50件追加し大幅アップデート！

### 元裁判官が約400件の判例と先例を交えながら解説



# 全訂第2版 判例先例 相続法 III

(相続の承認及び放棄・財産分離・相続人の不存在)

弁護士、元横浜家庭裁判所部総括判事、元早稲田大学大学院法務研究科教授  
松原 正明 著

2023年11月刊 A5判上製 500頁 定価6,600円(本体6,000円) 978-4-8178-4931-1 商品番号:49060 略号:判相3

#### 改訂のポイント

- 近時の相続法改正に対応。
  - ・平成25年法律94号(民法900条の嫡出でない子の相続分)
  - ・平成30年法律72号(相続法大改正)
  - ・平成30年法律73号(遺言書を公的機関で保管する制度の創設)
  - ・令和3年法律24号及び令和3年法律25号(所有者不明土地の発生の予防と利用の円滑化を図るための改正)など
- 相続実務に影響を与えた判例及び先例を大幅に加筆。(全訂版より50件増加)

#### 本書のポイント

- 「裁判官の視点」「実務家の視点」「研究者の視点」を兼ね備えた著者が、相続実務に関する判例・先例を体系的に整理し、想定しうるすべての論点を解説。
- 相続実務に関連する判例及び先例のインデックスとしての資料的価値も高い一冊。

#### 主な収録内容

<b>第4章 相続の承認及び放棄</b>	<b>第5章 財産の分離</b>	3 特別縁故者の意義
<b>第1節 総則</b>	1 総説	4 特別縁故者の範囲
1 相続選択の自由	2 第1種の財産分離	5 相当性
2 承継主義と清算主義	3 第2種の財産分離	6 財産分与の手續
3 承認・放棄の期間	<b>第6章 相続人の不存在</b>	<b>第3節 相続財産の国庫帰属</b>
<b>第2節 単純承認</b>	<b>第1節 相続財産法人</b>	1 国庫帰属の法的性質
1 単純承認	1 相続人の不存在制度の趣旨	2 国庫帰属の時期
2 法定単純承認	2 事件数の推移	3 国庫帰属財産の引渡し
<b>第3節 限定承認</b>	3 相続財産法人の成立	4 不動産の取扱い
1 総説	4 相続財産法人の消滅	<b>第4節 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律</b>
2 方式	5 相続財産法人の法的性質	(相続土地国庫帰属法)
3 効果	6 相続人不存在手續における公告手續	1 制定の経緯
<b>第4節 相続放棄</b>	7 相続財産清算人	2 概要
1 趣旨	<b>第2節 特別縁故者に対する相続財産の分与</b>	<b>事項索引</b>
2 放棄の自由	1 総説	<b>判例・先例索引</b>
3 放棄の方式	2 特別縁故者の法的地位	
4 放棄の効果		
5 相続放棄と債権者代位権及び詐害行為債権者取消権		

#### 第4章 相続の承認及び放棄

##### 第1節 総則

###### 1 相続選択の自由

相続の効力は相続の開始と同時に法律によって、相続人は相続の開始を知ると否にかかわらず、被相続人の一身に専属するものを承継することになる。しかし、相続財産に含まれるから、消極財産が積極財産を上利益となり、また積極財産であっても、相続を家の承継と捉えていた明治民法の子は家の承継を義務付けられており、かつ、近代的・個人主義的な尊重されなければならない。そこで、民法同一の注意義務をもって相続財産を管理の承認・放棄の制度を設けて、一定のことに生じた相続の効果を認めるか、ある

1) 明治民法起草委員官報第180回法務省の答復(1900年)「相続は家としての連続であり、直系相続人が民法上の家系を継承することから承継することに基づき、消極的・消極的財産の承継であり、何れも財産の承継を放棄する自由をもつことになったのである」

[39] 市長作成の被相続人にかかる「固定資産税の相続人代表者について」と題する書面(本文書)を平成31年2月下旬頃受領した申述人が、本文書を読んで、被相続人の相続放棄申述受理申立ては相続人の代表者がすればよいと誤解したこと等は熟慮期間の起算点を後にする理由にならないとし、申述人は、遅くとも本文書を受領した平成31年2月下旬頃には、本文書により相続財産の存在を認識していたと認められ、熟慮期間もその頃から起算するのが相当とし、令和元年7月16日になした申述は熟慮期間が既に経過していることは明らかとして、申述を却下した事例

前掲太田文書令和元年9月10日及び同年10月3日家判29号68頁

3 本文書によると、①申述人は、平成31年2月18日付けのA市長作成の「B様に関する固定資産税の相続人代表者について」と題する書面(以下「本文書」という)を同月下旬頃受領しているところ、本文書には、被相続人はA市に固定資産を有していた者(被相続人の夫)の相続人である旨、申述人が被相続人の相続人の一人である旨、上記固定資産の固定資産税に関する書類の受け取りについて、被相続人の相続人の中から代表者を決めてほしい旨記載されていること、②申述人は令和元年7月16日に本文書を受領したことが認められること、③前記(1)による、申述人は、遅くとも本文書を受領した平成31年2月下旬頃には、本文書により相続財産の存在を認識していたと認められるから、熟慮期間もその頃から起算するのが相当である。そうすると、本文書は、前記(3)のとおり、令和元年7月16日に当りに申述されたものであるから、その熟慮期間が既に経過していることは明らかである。なお、申述人の口は、本文書を読んで、被相続人の相続放棄申述受理申立ては相続人の代表者がすればよいと誤解し、被相続人の共同相続人であることが代表者として相続放棄申述受理申立てをしたなどと主張している旨、そもそも、Cが共同相続人の代表者であることを明示して被相続人に係る相続放棄申述受理申立てをしたという事実はなく(なお、仮にそのような申立てがされていたとしても、有効であるとはいえない)、また、申述人が上記のような誤解をしたことなどは熟慮期間の起算点を後にする理由にならない。

## 直近のシリーズ一覧

### I 総則・相続人・相続の効力

2022年10月刊 A5判上製 552頁 定価7,260円(本体6,600円)

### II 相続の効力

2022年11月刊 A5判上製 588頁 定価7,810円(本体7,100円)

 **日本加除出版**

営業部  
TEL:03-3953-5642  
FAX:03-3953-2061

X (旧 Twitter) @nihonkajo  
www.kajo.co.jp



日本加除出版HP

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 営業時間:月~金(祝日除く) 9:00-17:00